

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年2月14日（平成30年（行情）諮問第101号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行情）答申第156号）

事件名：防衛，警備等計画の作成等に関する訓令の一部開示決定に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「防衛，警備等に関する計画の作成等に関し必要な事項」〔「防衛諸計画の作成等に関する訓令」（平成27年防衛省訓令第32号）第17条〕に該当するもの全て。 \*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「防衛，警備等計画の作成等に関する訓令（平成9年防衛庁内訓第7号）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年9月23日付け防官文第16622号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分で一部不開示とされた部分につき，当該部分に記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。
- (2) 本件対象文書につき，電磁的記録が存在すれば，それについても特定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件対象文書については，法9条1項の規定に基づき，平成28年9月23日付け防官文第16622号により，法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は，原処分に対して提起されたものである。

## 2 法5条の該当性について

別紙1のとおり。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、本件審査請求を受け、確実を期すために行った再度の確認についても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 同年6月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月28日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、国の安全に係る秘匿性の高

い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「秘密保全訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、防衛省内部部局内の決裁を受け、本件対象文書が完成し秘の指定がされた後、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、速やかに廃棄している。

ウ 原処分に当たり、念のため、防衛省内部部局において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

エ 本件審査請求を受け、確実を期すために再度上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から秘密保全訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりと認められること及び本件対象文書には「秘」の表示があることを踏まえると、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成し、秘の指定がされた後、速やかに廃棄している旨の諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理とはいえ、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 不開示部分と不開示理由の対応について

不開示部分と不開示理由の対応につき、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、別紙2のとおりである旨説明する。

#### (2) 別紙2の番号1に掲げる部分について

当該部分には、秘文書としての発簡番号、部数及び指定条件に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、特定の部署の特定の時期における秘文書全体の累積量が推察され、その結果、他の情報と照合することなどにより、自衛隊の対処能力、態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 別紙2の番号2に掲げる部分について

当該部分には、「防衛及び警備基本計画」以外の計画に関する情報が

記載されており、これを公にすることにより、外部からの武力攻撃、存立危機及び間接侵略その他治安維持の上で重大な事態が生じた際に防衛省・自衛隊が対処する場合に、防衛省・自衛隊が「防衛及び警備基本計画」等以外にどのような補足的な計画を作成して対処しようとしているかが推察され、また、平時における部隊運用の検討の程度が明らかになるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、諮問庁のその余の不開示理由について検討するまでもなく、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙2の番号3に掲げる部分について

当該部分には、「防衛及び警備計画」の対象期間に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、「防衛及び警備計画」において防衛省・自衛隊が対処しようとしている時間的範囲が明らかになり、防衛省・自衛隊が何年先までの防衛、警備等の事態を予測し、これに対処する防衛及び計画を作成しているかという事実を明らかにし、防衛省・自衛隊がいかなる計画立案能力を有しているかが推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別紙2の番号4（番号2に掲げる部分を除く。）に掲げる部分について

当該部分には、計画に定める事項等に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊が当該計画の作成及び部隊運用に当たって重視していることが推察されることになり、これに対する対策が講ぜられ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 付言

原処分において、本件対象文書の一部の頁については、複数の不開示理由が提示されているが、これらの頁の不開示部分のうちいずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明確となっている。

したがって、今後、処分庁においては、不開示とする部分と不開示とする理由の対応が明確となるよう決定を記載することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 枚目の一部	秘文書としての発簡番号，部数及び指定条件について記載されており，これを公にすることにより，特定部署の特定の時期における秘文書全体の累積量が推察され，また，当該部署の所掌事務，自衛隊の対処能力・態勢等が公知の事実と照合することにより推察されることで，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	1 枚目，3 枚目，4 枚目及び 8 枚目ないし 15 枚目のそれぞれ一部	当該部分を公にすることにより，外部からの武力攻撃，存立危機及び間接侵略その他治安維持の上で重大な事態が生じた際に自衛隊が対処する場合に，「防衛及び警備基本計画」等以外にどのような補足的な計画を作成して対処しようとしているかが推察され，また，平時における部隊運用の検討の程度が明らかになるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じるさせるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	3 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	当該部分を公にすることにより，「防衛及び警備計画」において自衛隊が対処しようとしている時間的範囲が明らかになり，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	4 枚目，6 枚目及び 8 枚目ないし 15 枚目のそれぞれ一部	当該部分を公にすることにより，防衛省・自衛隊が計画の作成及び部隊運用に際して重視している事項が推察されることにより，自衛隊の行動の裏をかかれるなど，防衛省・自衛隊の任務の遂行に支障を生じるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

## 別紙 2

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 頁左上部及び中央上部の記載部分	別紙 1 の番号 1 記載のとおり
2	目次及び本則中の第 3 章の章名並びに同章第 2 節及び第 3 節の節名，本則中の 3 条 2 号の本文全て，4 条 3 項及び 4 項の本文の一部，10 条ないし 24 条の本文全て（見出しを含む。）並びに 25 条 1 項及び 2 項の本文の一部	別紙 1 の番号 2 記載のとおり
3	本則中の 4 条 1 項及び 2 項並びに 6 条の本文の一部	別紙 1 の番号 3 記載のとおり
4	本則中の 5 条及び 7 条の本文の一部，10 条（1 行目の 13 文字目以後全て），12 条（3 行目の 18 文字目以後全て），13 条 1 項（1 行目の 12 文字目ないし 2 行目の 17 文字目）及び 2 項（1 行目の 9 文字目ないし 2 行目の 14 文字目），16 条（1 行目の 12 文字目ないし 2 行目の 2 文字目），18 条（2 行目の 1 文字目以後全て）ないし 23 条 1 項（1 行目の 14 文字目ないし 2 行目の 4 文字目）の本文の一部	別紙 1 の番号 4 記載のとおり